

## 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷または疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

### (見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

60万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第3条第1項第2号、同項第3号に定める給付後死亡した者の遺族を含む）であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第4条第3項から第4項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第5号にいう犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第6号にいう犯罪被害者

(4) 前三号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

**(遺族の範囲及び順位)**

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。第5条第1項第1号において同じ。）を含む。）
  - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
  - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であつた子その後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によつ

て生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

#### **(見舞金を給付しないことができる場合)**

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）があつたとき。

ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

#### **(見舞金の給付の申請)**

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、

戸籍の附票等)

- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
  - (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップの関係）の意思を確認できる書類、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）
  - (5) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
  - (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
  - (7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
  - (8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
  - (9) その他、知事が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金・精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。
- (1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書  
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。
  - (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
  - (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
  - (4) その他、知事が必要と認める書類

#### **（給付の申請の期限）**

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は

犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあっても、犯罪被害を知った日から1年を経過したときには、これをすることができない。

ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日から、1年以内に限り、当該申請をすることができる。

### **（給付の決定等）**

第8条 知事は、第6条の規定による申請があつた場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第5号）又は三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第6号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

### **（見舞金の請求）**

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第7号）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

### **（給付の決定の取り消し）**

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

### **（見舞金の返還）**

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

**(その他)**

第12条 この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

附則

この要領は、令和3年1月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 三重県パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス一覧

## 1 公営住宅

以下の県営住宅及び市町営住宅の入居申し込みにご利用できます。

公営住宅 (県及び22市町)	三重県	松阪市	尾鷲市	志摩市	多気町	南伊勢町
	津市	桑名市	亀山市	伊賀市	明和町	紀北町
	四日市市	鈴鹿市	鳥羽市	菰野町	玉城町	御浜町
	伊勢市	名張市	いなべ市	朝日町	度会町	

※詳細は、個別に県・各市町あてにお問い合わせください。

## 2 医療機関

以下の医療機関における面会等の際にご利用できます。

地域	医療機関名
津市	<a href="#">県立こころの医療センター</a> 、 <a href="#">県立一志病院</a> 、 <a href="#">津生協病院</a> 、 <a href="#">久居病院</a> 、 <a href="#">独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター</a> 、 <a href="#">独立行政法人国立病院機構榊原病院</a> 、 <a href="#">吉田クリニック</a>
四日市市	<a href="#">県立総合医療センター</a> 、 <a href="#">市立四日市病院</a> 、 <a href="#">みたき総合病院</a> 、 <a href="#">総合心療センターひなが</a> 、 <a href="#">小山田記念温泉病院</a> 、 <a href="#">四日市羽津医療センター</a> 、 <a href="#">四日市消化器病センター</a>
伊勢市	<a href="#">市立伊勢総合病院</a> 、 <a href="#">伊勢慶友病院</a> 、 <a href="#">伊勢赤十字病院</a>
松阪市	<a href="#">松阪市民病院</a> 、 <a href="#">松阪中央総合病院</a> 、 <a href="#">松阪厚生病院</a>
桑名市	<a href="#">桑名市総合医療センター</a> 、 <a href="#">多度あやめ病院</a>
鈴鹿市	<a href="#">鈴鹿中央総合病院</a> 、 <a href="#">鈴鹿さくら病院</a> 、 <a href="#">高木病院</a> 、 <a href="#">鈴鹿厚生病院</a>
名張市	<a href="#">名張市立病院</a>
尾鷲市	<a href="#">尾鷲総合病院</a>
亀山市	<a href="#">亀山市立医療センター</a> 、 <a href="#">亀山回生病院</a>
鳥羽市	<a href="#">鳥羽市立診療所（鏡浦（今浦分室、石鏡分室含む）、坂手、桃取、神島、菅島）</a>
熊野市	<a href="#">熊野病院</a>
いなべ市	<a href="#">いなべ総合病院</a> 、 <a href="#">北勢病院</a>
志摩市	<a href="#">県立志摩病院</a> 、 <a href="#">国民健康保険志摩市民病院</a> 、 <a href="#">志摩市立国民健康保険浜島診療所</a> 、 <a href="#">豊和病院</a>
伊賀市	<a href="#">伊賀市立上野総合市民病院</a> 、 <a href="#">岡波総合病院</a> 、 <a href="#">信貴山病院分院上野病院</a>
川越町	<a href="#">川越診療所</a>
菰野町	<a href="#">菰野厚生病院</a>
明和町	<a href="#">済生会明和病院</a>
玉城町	<a href="#">玉城町国民健康保険玉城病院</a>
南伊勢町	<a href="#">町立南伊勢病院</a>
御浜町	<a href="#">紀南病院</a>

※詳細は、個別に各機関あてにお問い合わせください。

### 3 県・市町の行政サービス（公営住宅、公立病院以外）

パートナーシップ宣誓をしなくても利用できる行政サービスもあります。利用にあたっては、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は問い合わせ先にご確認ください

#### 県

県の制度・サービス名	対象・適用内容	問い合わせ先
身体障がい者等に対する自動車税の減免	身体障がい者等と同居しているパートナーが身体障がい者等のために自動車を運転する場合	総務部 税収確保課 TEL:059-224-2128
生活保護制度	生計同一世帯の場合、同一世帯として受給	子ども・福祉部 地域福祉課 TEL:059-224-2256
住居確保給付金	生計同一世帯の場合、同一世帯として申請	子ども・福祉部 地域福祉課 TEL:059-224-2256
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養しているパートナーが加入	子ども・福祉部 障がい福祉課 TEL:059-224-2274
子育て家庭応援クーポン（協賛店での提示で割引・サービス）	18歳未満の子どもを持つ家庭	子ども・福祉部 少子化対策課 TEL:059-224-2269
養育里親	養育里親として登録	子ども・福祉部 子育て支援課 TEL:059-224-2883
DV相談	パートナーからの暴力（DV）相談	女性相談所 TEL:059-231-5600
保有個人情報の開示請求	亡くなったパートナーの保有個人情報の開示請求	戦略企画部 情報公開課 TEL:059-224-2071
三重県犯罪被害者等見舞金	遺族見舞金の給付申請	環境生活部 暮らし・交通安全課 TEL:059-224-2664
犯罪被害者等への民間賃貸住宅物件情報提供等制度	遺族として制度を利用	環境生活部 暮らし・交通安全課 TEL:059-224-2664
拾得物の受領	同居家族として受領	各警察署 会計課

このほか、三重県職員については、休暇・給与制度、職員住宅入居等において適用を受けることができます。

#### 市町

市町の制度・サービス名	対象・適用内容	問い合わせ先
要介護認定申請	要介護認定についてパートナーが代理申請	各市町介護保険担当部署
生活保護制度	生計同一世帯の場合、同一世帯として受給	各福祉事務所（市、多気町又は県福祉事務所）
犯罪被害者等支援金など（制度のない市町もあります）	遺族として各支援制度を利用	犯罪被害者等支援条例等を所管する部署 （一部市町は検討中）



#### 4 民間サービス

種類	サービス適用の内容	事業者・団体
不動産	物件のあっせん、賃貸への入居について、家族として取扱うこと	(公) 三重県宅地建物取引業協会、(公) 全日本不動産協会三重県本部を通じて協力依頼 【HP掲載をご了解いただいた事業者様】 <a href="#">有限会社桑名ハウジング [桑名市]</a> <a href="#">株式会社桑名不動産[桑名市]</a> <a href="#">有限会社幸基土地 [菰野町]</a> <a href="#">株式会社ランドサービス [四日市市]</a> <a href="#">白川建設株式会社 [亀山市]</a> <a href="#">株式会社エイコー不動産 [津市]</a> <a href="#">株式会社ファイン不動産 [津市]</a> <a href="#">株式会社リプラシア [伊勢市]</a> <a href="#">大西不動産 [伊勢市]</a> <a href="#">アトラス株式会社[伊勢市]</a> <a href="#">みやこ不動産 [伊賀市]</a> <a href="#">株式会社井上不動産 [名張市]</a> <a href="#">伊賀南部不動産事業協同組合 [名張市]</a> <a href="#">おれんじ不動産株式会社 [熊野市]</a>
金融	住宅ローン（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含めること	<a href="#">百五銀行</a> 、 <a href="#">三十三銀行</a> 、 <a href="#">JA みえきた</a> 、 <a href="#">JA 鈴鹿</a> 、 <a href="#">JA 津安芸</a> 、 <a href="#">JA みえなか</a> 、 <a href="#">JA 多気郡</a> 、 <a href="#">JA 伊勢</a> 、 <a href="#">JA いがふるさと</a>
生命保険	生命保険の受取人にパートナーを指定すること	日本生命、第一生命、住友生命 明治安田生命、楽天命 こくみん共済、JA 共済 など
損害保険	自動車保険や火災保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること	三井住友海上火災 あいおいニッセイ同和損害 東京海上日動火災、損害保険ジャパン JA 共済 など
携帯電話	携帯料金の家族割引	NTT ドコモ、au、ソフトバンク など
クレジットカード	家族カードの申し込み	オリコカード、楽天カード など
航空	マイレージ特典を家族として利用すること	JAL、ANA
ロードサービス	家族会員として入会すること	日本自動車連盟（JAF）

映画館：109シネマズ（四日市・明和）では、毎週月曜日に、二人であれば性別や年齢を問わない割引サービス（ペアマンデー）があります。

※詳細は、個別に各事業者・団体あてにお問い合わせください。

※上記以外にも家族として適用を受けられる民間サービスがある可能性があります。